

マイナンバー制度の推進について

- ・ 総括（現状とロードマップ） 1・2ページ
- ・ 情報連携について 3～7ページ
- ・ マイナンバーカードの普及等の取組について 8～17ページ
- ・ マイナポータルについて 18ページ～



令和2年1月24日

内閣官房番号制度推進室

内閣府番号制度担当室

1. マイナンバーの付番・利用

H27年10月～国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番
H28年1月～税・社会保障・災害分野の事務で利用開始（現在、106項目）
（例）確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等

2. マイナンバーによる情報連携

住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）の省略
・ H29年11月～約850手続 ⇒ H30年10月～約1,200手続
・ R元年7月～年金関係手続の情報連携開始 ⇒ 約2,050手続（現在）

3. マイナンバーカード

H28年1月～交付開始
R2年1月21日時点 1,912万枚交付（全住民に占める割合 15.0%）
⇒ デジタル・ガバメント閣僚会議（R元.6.4）において、
「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定

4. マイナポータル

H29年11月 本格運用開始
（自己情報・情報提供等記録表示、サービス検索・電子申請機能など）

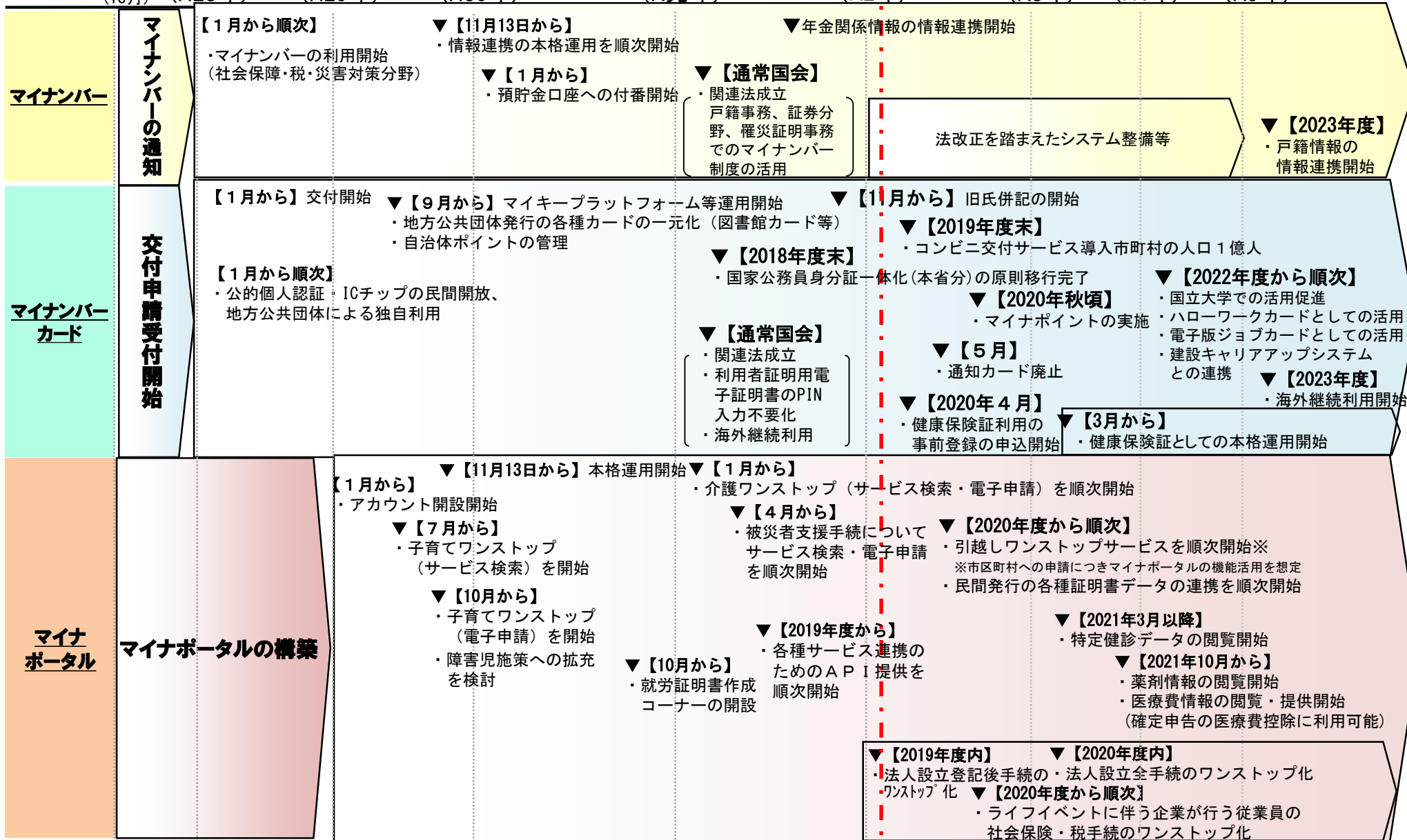
5. マイナンバー制度の拡充

- ・ デジタル手続法（国外転出者に対するマイナンバーカード利用、罹災証明書交付事務等のマイナンバー利用事務の追加）
- ・ 戸籍法の一部改正（戸籍制度とマイナンバー制度の連携）
- ・ 所得税法等の一部改正（証券保管振替機構のマイナンバー利用）

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R2.1月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 現在地 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議(令和元年6月4日)決定」等を基に内閣官房において作成。

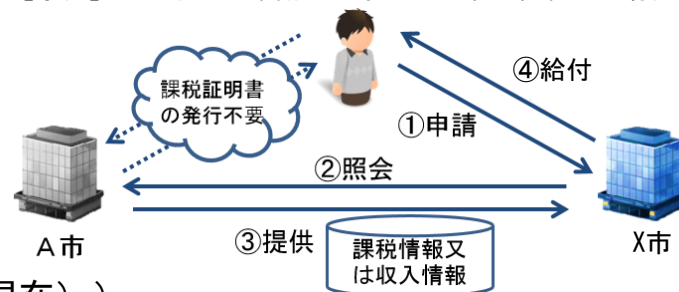
マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続(現在))

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



2. 効果の発現

○ある地方公共団体の例

Before



- 個人住民税の遠隔地扶養認定の照会件数 約25,000件/年
(毎年夏頃、50人の職員が4時間をかけて照会文書の封入・発送事務に従事(段ボール箱:10箱分))
- 転出した住民に係る保育料等の認定に必要な課税証明書の作成・発送 約25,000件/年
(1件ずつ依頼文書を確認し、郵送等で発送)
- 転居した住民に係る介護保険料認定等のために必要な所得情報の回答件数 約30,000件/年
(1件ずつ内容を確認し、郵送等で文書回答)



After

パソコンでスムーズな事務処理が可能に。

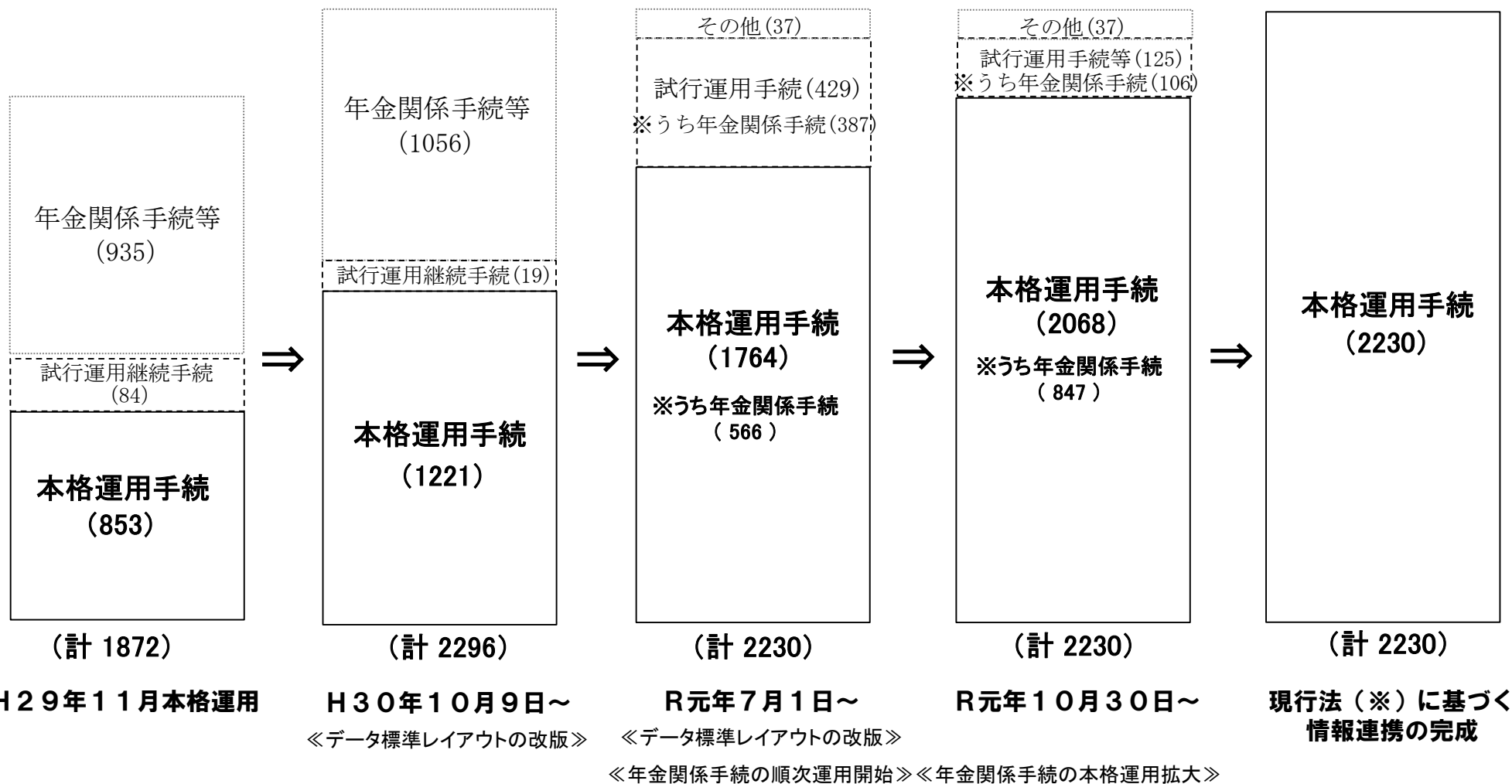
膨大な量のペーパーを見なくてよかったわー!



情報連携対象事務手続数の変遷 (イメージ)

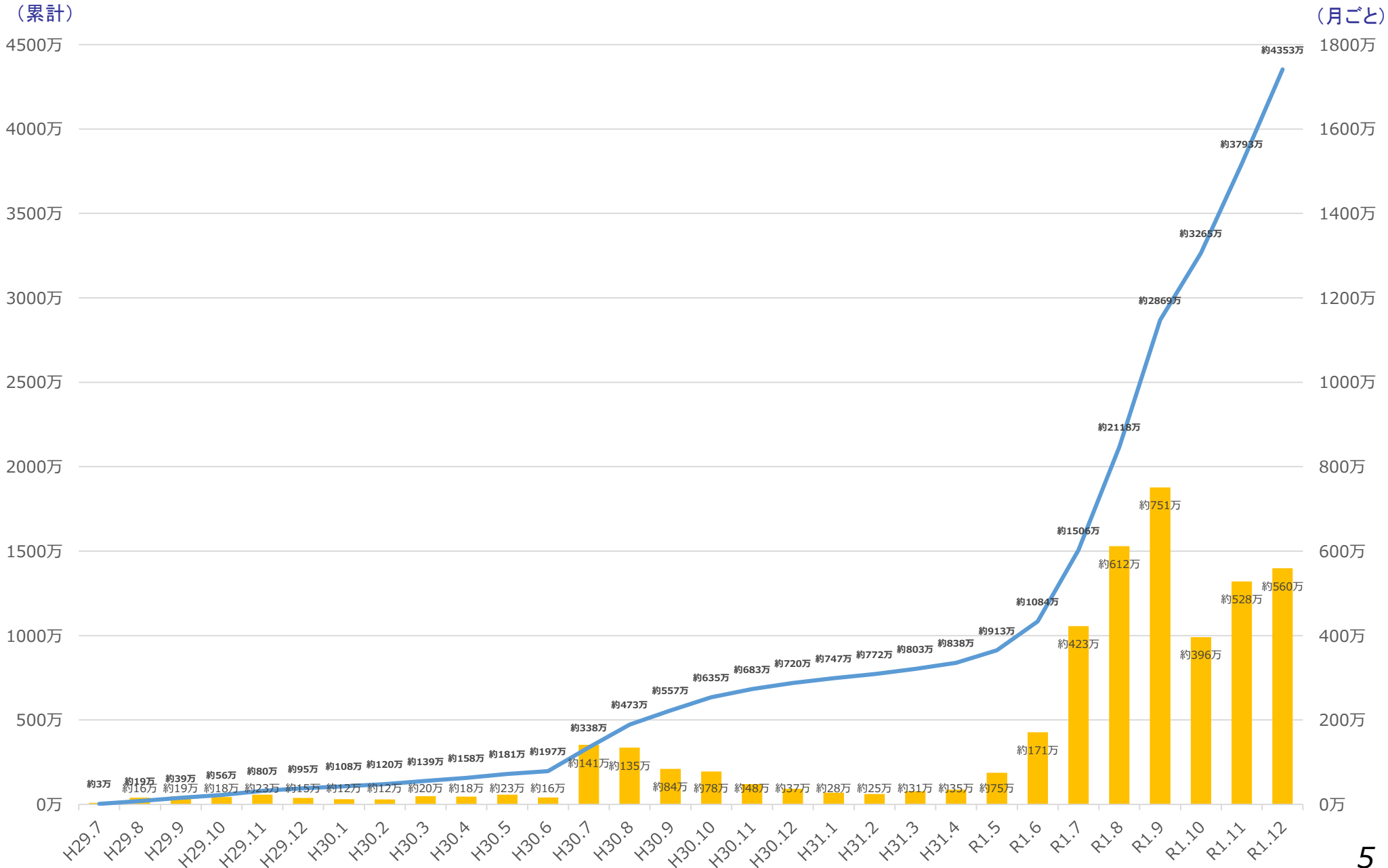
R元.10月現在

※数字は、事務手続数(精査中)



※戸籍法改正 (R元年5月) により、令和5年度に戸籍情報の情報連携を開始する予定

情報提供件数の状況（試行運用開始～令和元年12月末）



(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続以外】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例		
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票		
		児童扶養手当証書			課税証明書		
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票		
		課税証明書			課税証明書		
		障害者手帳			生活保護受給証明書		
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	障害者手帳		
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	住民票			介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		生活保護受給証明書					課税証明書
		雇用保険受給資格者証					生活保護受給証明書
		障害者手帳					特別児童扶養手当証書
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	課税証明書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	障害者手帳		
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票			出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
		課税証明書					課税証明書
		特別児童扶養手当証書	生活保護受給証明書				
		障害者手帳	住民票				
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票		
		雇用保険受給資格者証			課税証明書		
		児童扶養手当証書			生活保護受給証明書		
		特別児童扶養手当証書			障害者手帳		

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票	児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票	生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書
		課税証明書			年金振込通知書
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・ 政令指定都市	年金証書
					年金振込通知書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)
一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)
「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進
国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画
カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において
交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を発出)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組
関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

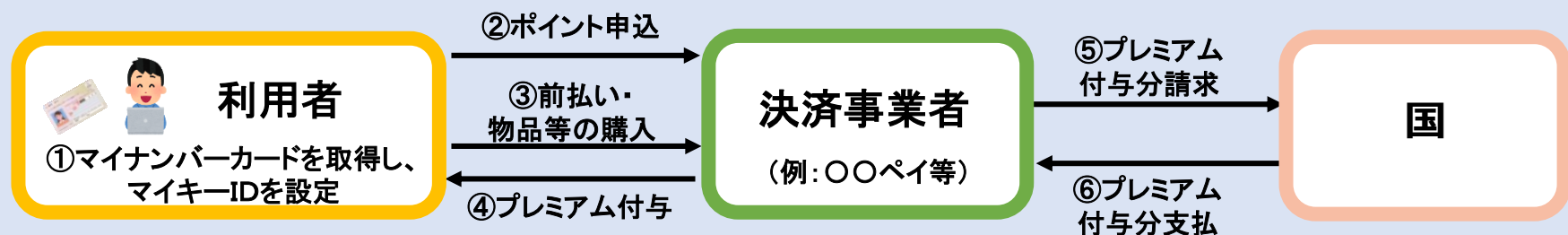
9月以降 各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施する。あわせて、キャッシュレス決済基盤の構築を図る。

制度概要

- **マイナポイントの利用が可能者**：マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定した者(4,000万人)(①)
- **マイナポイント利用方法**：
 - ・利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申込み(②)
 - ・当該決済サービスにおいて、「前払い」または「物品等の購入」を行った場合(③)に、マイナポイント(プレミアム分)を、当該決済サービスのポイント等として取得(④)
 - ・当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用
- **国庫補助**：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助(⑤,⑥)
- **マイナポイント利用上限**：5,000ポイント（2万円分の前払い等） ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率**：25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間**：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間（前払い又は物品等の購入が行われる期間）
- **令和2年度予算案**：2,478億円
- **令和元年度補正予算案**：21億円

マイナポイント事業の仕組み



取組状況等

オンライン資格確認システムの構築(A B)

- 令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定

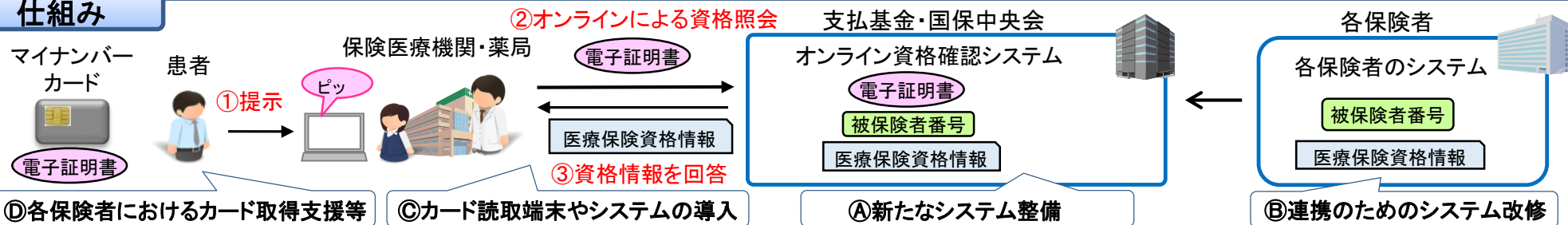
保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入(C)

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏頃から順次、端末等の導入を進める
(※医療情報化支援基金 / 令和元年度予算:300億円 令和2年度予算案:768億円)

各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等(D)

- 9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を发出
 - ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む
 - ②市町村の出張申請方式を積極的に検討
 - ③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
- 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
 - ・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
 - ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施 / 令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定

仕組み



メリット

1 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越してもカードで受診できる。



2 医療保険の資格確認がスピーディに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。



3 窓口への書類の持参が不要に

高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。



4 健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定検診情報を、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。

5 医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少する。

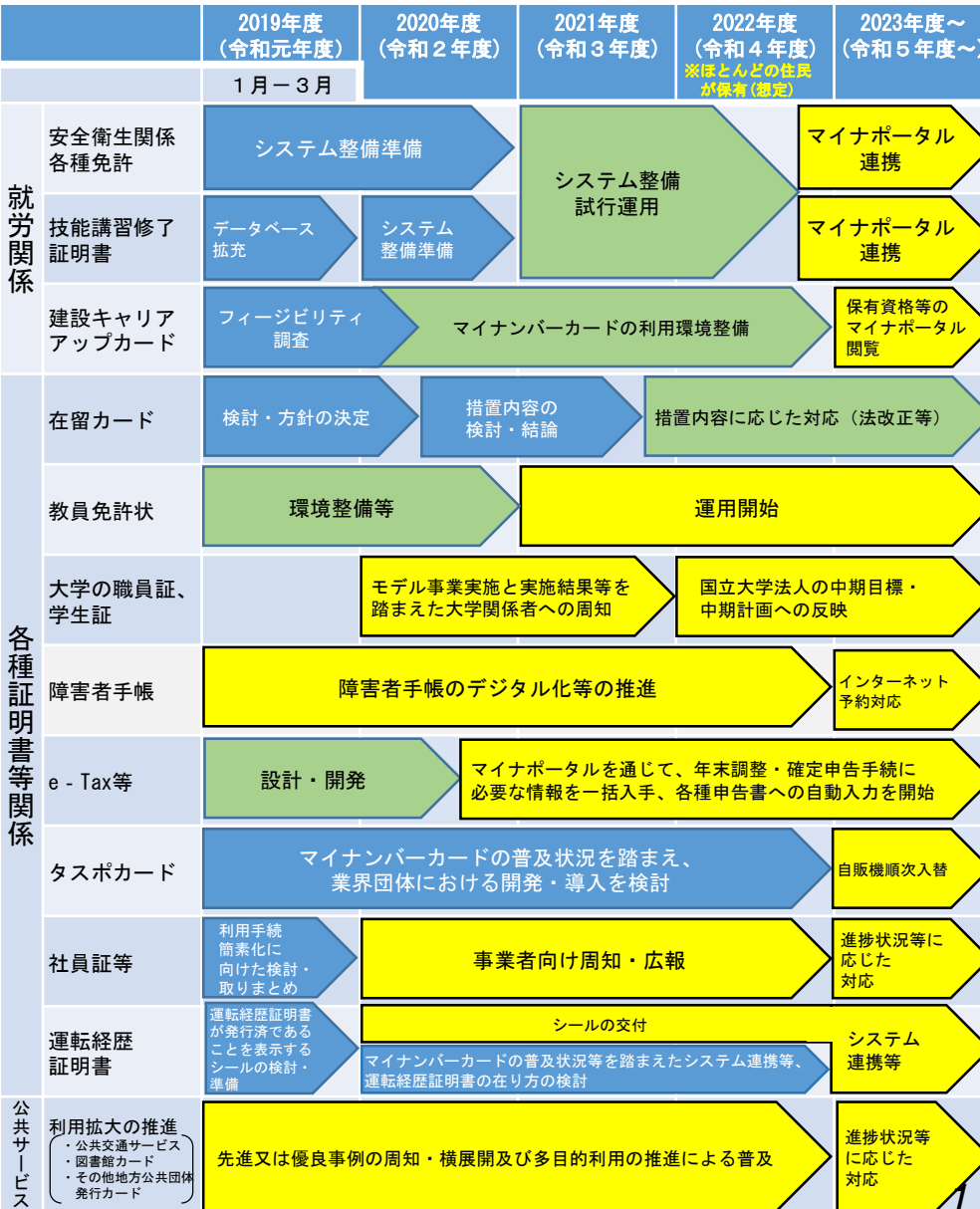
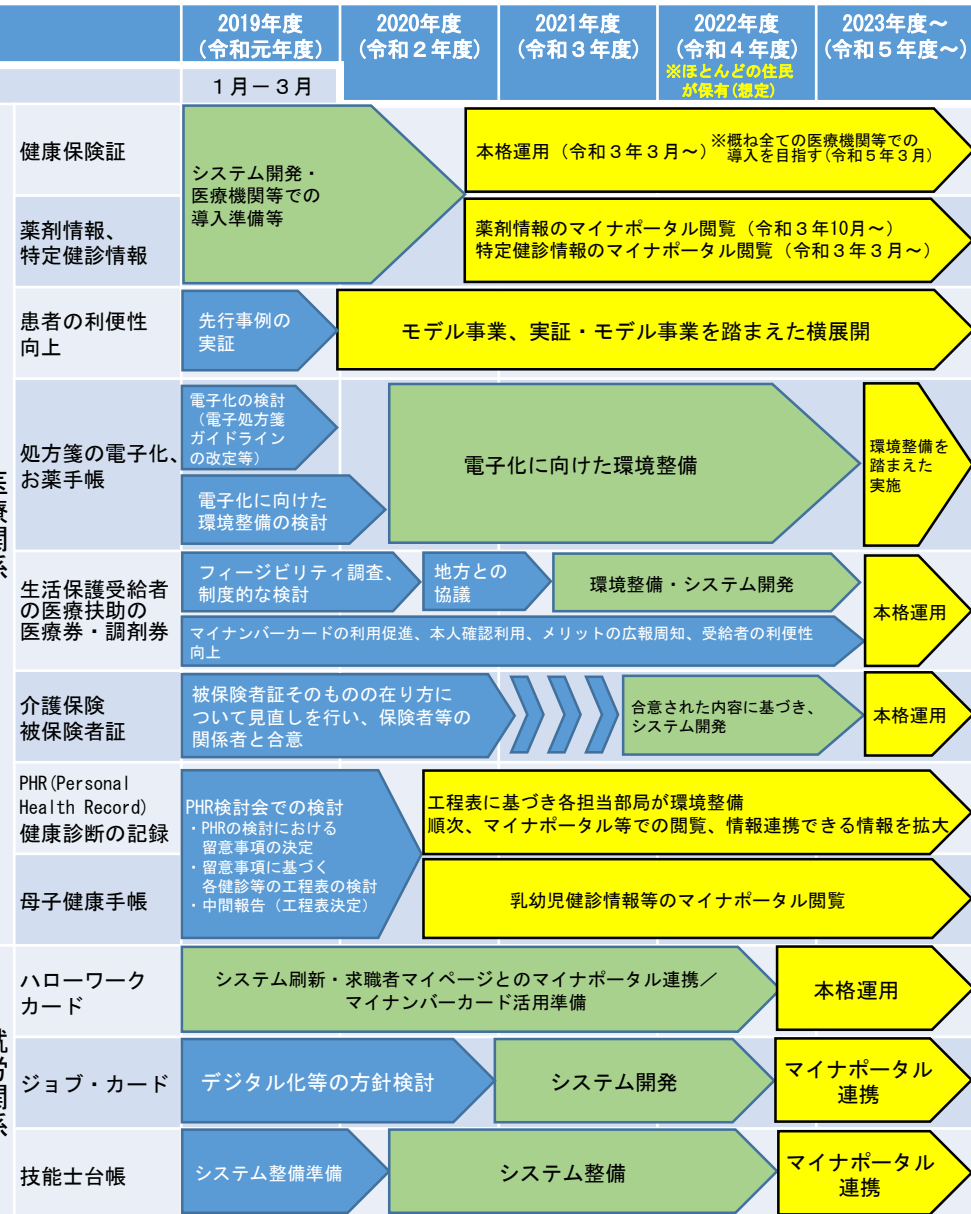
6 医療費控除も便利に

マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表について

デジタル・ガバメント関係会議
(第6回) (令和元年12月20日)資料

6月に決定された方針に盛り込まれたマイナンバーカードの利活用シーンの拡大について、関係省庁等においてスケジュール等の検討を行い、以下のとおり実現に向けた工程表を作成(※新たな「デジタル・ガバメント実行計画」の内容としている)



- マイナンバーカードの普及に向けた各種の取組みの前提として、国は率先してカードの取得促進のための広報を実施。
- 今後、あらゆる広報媒体を活用してカードの利便性や安全性への理解促進に取り組む。

1. 政府広報の積極的活用



政府広報を積極的に活用し、テレビCM、新聞記事等を通じて、国民への呼びかけを継続的に展開。

2. 業所管官庁や地方公共団体等を通じた広報の展開



ポスター・リーフレット等を各業所管官庁や地方公共団体等を通じて積極的に配布。各分野の事業者や関係団体等の協力も得ながら、国民に広く周知。

3. 多様なマスメディアを活用した広報



幅広い世代（ビジネス層、子育て世代、若者世代）に向けて、動画放映、雑誌広告、WEBサイト記事等の多様なマスメディアを活用した広報を展開。

業所管官庁や地方公共団体等を通じた広報の展開

- ポスター・リーフレット等を各業所管官庁や地方公共団体等を通じて積極的に配布。各分野の事業者や関係団体等の協力も得ながら、国民に広く周知。

① ポスター

：「これからは手放せない！ マイナンバーカード」（昨年56万部配布済）

※自治体20万部、税務署10万部、医療機関等20万部等 →

② リーフレット

1) カードの作り方（昨年10月300万部配布済） →

P.14

：「つくってみよう！ マイナンバーカード」

2) カードの安全性（3月150万部配布予定） →

P.15

：「持ち歩いて大丈夫！ マイナンバーカードの安全性」

3) カードのメリット（3月150万部配布予定） →

P.16

：「こんなときあってよかった！ マイナンバーカード」

4) 健康保険証利用のイメージとメリット（3月200万部配布予定）

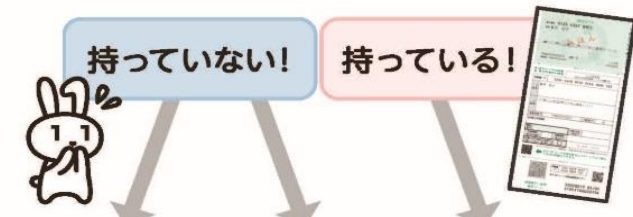
：「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」 →

P.17

リーフレット（1） カードの作り方

STEP 1 まずは必要なものをチェック！ **STEP 2** あなたは何派？ マイナンバーカード申請方法診断チャート！

スタート 市区町村から通知カードと一緒に送られてきた
交付申請書を持っていますか？



手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして、郵便で申請できます!

マイナンバーカード 郵便

顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です!

お住まいの市区町村窓口へ!

交付申請書を再発行してもらえます。
本人確認書類をお忘れなく!

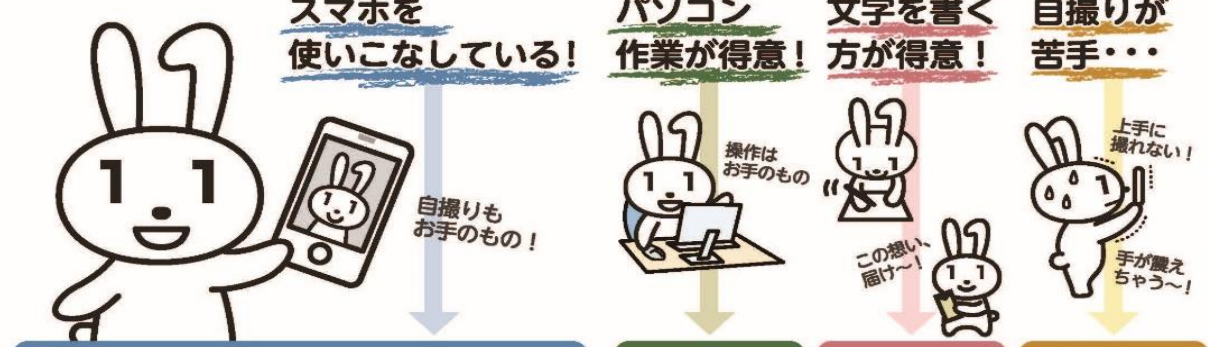
*市区町村によっては、無料の顔写真撮影、申請補助を行っています。また、申請時に窓口で本人確認を行えば、本人限定郵便でカードの受け取りができます。まずは確認してみましょう!

市区町村窓口へ提出

4つの方法から申請ができます!

STEP 2へ!

ご自身で申請したい!



スマートフォンで申請

郵送に比べてカードの仕上がりが早い!

必要なもの

交付申請書 スマートフォン 顔写真データ

パソコンで申請

必要なもの

交付申請書に記載の申請書ID (半角数字 23桁)

顔写真データ

郵便で申請

必要なもの

交付申請書

証明写真 (6ヶ月以内に撮影したもの)

封筒

証明用写真機で申請

必要なもの

交付申請書

写真代

このマークが自印!

ゴール 申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます!
交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

※上記はリーフレットの内面のみ表示

リーフレット（２） カードの安全性



マイナンバーカードの3つのギモンに マイナンはあちゃんがお答えします！

マイナンバーカード うら面



1 うら面のマイナンバーを他人に見られたらどうなるの？



見られても他人は悪用できない仕組みなのじゃ！

ポイント1

他人があなたのマイナンバーを使って
手続することはできません！

マイナンバーを使う
手続では顔写真付の
身分証明書での本人
確認が行われます。



マイナンバーを知られても、あなたの
個人情報を調べることはできません！

- マイナンバーの利用範囲や、収集・保管などは法令で厳しく制限されています。
- 個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはありません。（ポイント2参照）

マイナンバーを悪用した場合には厳しい
罰則があります！

例えば…
マイナンバーを扱うことができる人が、自分または誰かの不正な利益のためにマイナンバーを提供した場合は、3年以上の懲役か150万円以下の罰金、もしくは両方が科されます。

※罰則は他にもあります。

2 マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるの？



監視はしていないしできないのじゃ！

ポイント2

マイナンバー制度はあなたの情報を1か所に集めて管理する仕組みではありません！



手続を受付ける
行政職員だけが、
その手続に必要な
情報に限り
アクセスする
ことが許されています。

不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。



3 マイナンバーカードを落としたり失くしたりしたらどうしよう…



安心せい、まずは電話じゃ！

ポイント3

24時間365日体制にて
マイナンバーカードの
一時利用停止を受付！

キャッシュカード等
と一緒にだね！

0120-95-0178

通話料無料！
外国語にも対応！（英・中・韓・スペイン・ポルトガル）



詳しくはうら面を見てね

カードのICチップには、**税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません！**



健康保険証として使えるようになっても（2021年3月（予定）スタート）、健診結果や薬剤情報がICチップに入ることはないんだね。

カード利用には暗証番号等の認証が
必要です！

- 暗証番号を一定回数間違えるとカードがロック
- 不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる

他人が悪用できないようになっているんだね！





マイナンバーカードの「おもて面」

身分証明書として利用

運転免許証を持っていない私は、マイナンバーカードを身分証として使えて助かっています。

最近はライブ会場でも顔写真付き身分証明書が必要…そんなときにも便利！

スポーツジムでの会員登録でも身分証明書として利用できるんだ～☆



行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときも

マイナンバーの提示と本人確認がこれ1枚で済むなんて！なんて便利なの～！



1枚で二役！
マイナンバーの提示と、本人であることの確認を1枚で済ませられるのが「マイナンバーカード」！



持っていないときは、マイナンバーがわかる書類と、顔写真付きの身分証明書の2点が必要だよ！

マイナンバーを提示する機会も多いからマイナンバーカードを作って良かった！本人確認のための運転免許証も用意しなくて良いし♪



金融機関でも便利
金融機関における口座開設などにも使える！



マイナンバーカードの「うら面」

ICチップの利用

コンビニ交付サービス

市区町村窓口に行けないときも、近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書など、各種証明書を取得できます。
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30～23:00まで
※年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く



簡単にコンビニで取得できだし、窓口よりも手数料が安い市区町村もあるのが嬉しいね！

今まで会社を休んで書類を取りに行ってたけど、通勤先の近くのコンビニですぐ取れた！

急に住民票が必要になっちゃったけど、子どもが小さくてなかなか窓口に行けない…そんなときも自宅の近くのコンビニで取れました！

オンライン契約・手続

確定申告をはじめ、インターネットバンキングや各種の民間企業のオンライン契約の利用が広がっています。本人確認にマイナンバーカードを活用することで、口座開設までの期間を短縮できるようなほか、なりすましや情報の改ざん防止にもなります。

毎年確定申告会場は混雑…でも、今年からインターネットで確定申告(e-Tax)！すっごく便利！

オンライン契約で、来店・書類記入・押印・印紙税の負担がゼロなのは本当に助かる♪



マイナポータル

国民1人1人の専用サイトであるマイナポータルで、子育てや介護をはじめとする手続のオンライン検索・電子申請ができます。
※市区町村によってサービス内容が異なります。

児童手当の現況届が自宅でも電子申請できた！

保育所の入所申請も、ラクラク電子申請！手書きしなくて良いからラクだわ～♪



2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



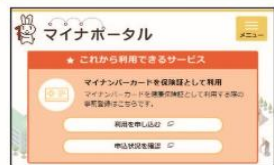
1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用には事前に登録が必要です



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度はじめてからマイナポータル*でできるようになります。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検査やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。

どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 窓口への書類の持参が不要に!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。(2021年秋頃予定)
患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。



POINT5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続ができるようになります。



マイナポータルとは

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、法人設立ワンストップサービスを開始！

令和元年秋より、新たに、iPhoneでの利用も可能に！

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

D

E

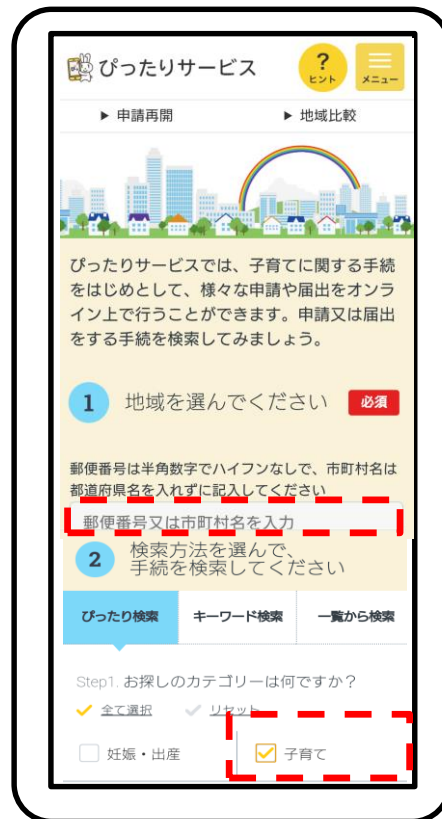
マイナポータルの「ぴったりサービス」について

- ・ H29. 7 ~ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10 ~ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。

- ※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R元. 12月末時点で1,556団体（人口割合98%）が対応）。
- ※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、R元. 12月末時点で935団体（人口割合74%）が対応し、電子申請が可能。

＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞



子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況

・インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能） (R元.12.31時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	1,556団体(98.4%)			
	1,546団体 (98.1%)	1,504団体 (94.9%)	1,465団体 (93.9%)	1,483団体 (94.0%)

・電子申請が可能 (R元.12.31時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	実施済：935団体（73.9%）			
	～R2年3月末：962団体（75.0%）（予定）			
	R2年4月以降～：1,319団体（91.1%）（予定）			
実施済	890団体 (71.4%)	571団体 (39.8%)	317団体 (21.0%)	597団体 (38.0%)

※ 「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの。

※ 各自治体の対応状況は、子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)トップページにて確認が可能。

都道府県別 ぴったりサービス（電子申請）対応市区町村数（令和12.31時点）

No.	都道府県	対応団体数	対応率	人口カバー率
1	北海道	50/179	27.9%	70.7%
2	青森県	14/40	35.0%	74.9%
3	岩手県	13/33	39.4%	43.7%
4	宮城県	18/35	51.4%	80.0%
5	秋田県	24/25	96.0%	99.7%
6	山形県	5/35	14.3%	34.7%
7	福島県	5/59	8.5%	25.6%
8	茨城県	35/44	79.5%	80.8%
9	栃木県	23/25	92.0%	73.0%
10	群馬県	8/35	22.9%	26.4%
11	埼玉県	51/63	81.0%	93.1%
12	千葉県	34/54	63.0%	83.8%
13	東京都	27/62	43.5%	65.0%
14	神奈川県	13/33	39.4%	77.2%
15	新潟県	17/30	56.7%	79.9%
16	富山県	15/15	100.0%	100.0%
17	石川県	14/19	73.7%	80.0%
18	福井県	14/17	82.4%	88.0%
19	山梨県	27/27	100.0%	100.0%
20	長野県	60/77	77.9%	92.0%
21	岐阜県	41/42	97.6%	94.6%
22	静岡県	25/35	71.4%	89.3%
23	愛知県	26/54	48.1%	46.0%
24	三重県	12/29	41.4%	59.5%

No.	都道府県	対応団体数	対応率	人口カバー率
25	滋賀県	9/19	47.4%	41.3%
26	京都府	10/26	38.5%	82.6%
27	大阪府	21/43	48.8%	73.9%
28	兵庫県	26/41	63.4%	85.3%
29	奈良県	19/39	48.7%	88.7%
30	和歌山県	25/30	83.3%	93.2%
31	鳥取県	10/19	52.6%	85.5%
32	島根県	4/19	21.1%	66.0%
33	岡山県	11/27	40.7%	73.5%
34	広島県	11/23	47.8%	83.4%
35	山口県	9/19	47.4%	50.9%
36	徳島県	22/24	91.7%	97.9%
37	香川県	12/17	70.6%	91.8%
38	愛媛県	15/20	75.0%	82.9%
39	高知県	5/34	14.7%	54.6%
40	福岡県	50/60	83.3%	85.0%
41	佐賀県	6/20	30.0%	49.6%
42	長崎県	5/21	23.8%	55.2%
43	熊本県	20/45	44.4%	80.7%
44	大分県	16/18	88.9%	99.0%
45	宮崎県	10/26	38.5%	73.8%
46	鹿児島県	42/43	97.7%	98.3%
47	沖縄県	6/41	14.6%	29.7%

※「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの

・対応率:各都道府県の域内の団体数に対する対応団体数の割合 ・人口カバー率:都道府県の人口に対する対応団体の人口の割合

介護ワンストップサービスについて

- 介護保険に係る手続は、本人（又は代理人）が、市区町村の窓口へ赴き申請を行う必要。介護ワンストップサービスを活用することで、申請者は市町村等に赴かなくても電子申請を行うことが可能となり、申請に要する時間を短縮できる。

対象手続

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 要介護・要支援の認定申請（新規・更新・区分変更） | ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請 |
| ② 居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 | ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 |
| ③ 負担割合証の再交付申請 | ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 |
| ④ 被保険者証の再交付申請 | ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 |
| | ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請 |

ケアマネによる 手続イメージ

これまで

介護を必要とする方の居宅



紙で申請書作成

時間をかけて窓口へ赴き
申請書を提出



市区町村

これから



電子で申請書作成

訪問先から
ぴっと電子申請

マイナポータル
(ぴったりサービス)



申請書・添付書類



市区町村

被災者支援ワンストップサービスについて

目的・効果

- マイナポータル（びったりサービス）により、各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を目的とする。

【被災者のメリット】

- ・ 発災時：市町村窓口には並ばなくて済む（遠隔地からオンライン申請等が可能）
- ・ 通常時：被災者支援制度に関する情報収集ができる など

【行政のメリット】

- ・ 発災時：住民を窓口で待たせなくて済む（遠隔地からオンライン申請等が可能）
- ・ 通常時：被災者支援制度に関する情報を提供できる など

対象手続

区分	被災者支援ワンストップサービスで提供する手続名称
災害対策基本法	罹災証明書の発行申請
災害救助法	応急仮設住宅の入居申請
	応急修理の実施申請
	障害物除去の実施申請
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害弔慰金の支給申請
	災害障害見舞金の支給申請
	災害援護資金の貸付申請

マイナポータル・ぴったりサービスの積極的な活用事例

新潟県三条市 ぴったりサービス利用拡大（平成30年4月～）

様々な分野でオンライン申請を可能に！



No	国が指定する手続名	電子署名
1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	○
2	児童手当の額の改定の請求及び届出	○
3	氏名変更／住所変更等の届出	○
4	受給事由消滅の届出	○
5	未支払の児童手当等の請求	○
6	児童手当等に係る寄付の申出	○
7	児童手当等に係る寄付変更等の申出	○
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	○
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	○
10	児童手当等の現況届	○
11	支給認定の申請	○
12	保育施設等の利用申込	○
13	保育施設等の現況届	○
14	児童扶養手当の現況届	○
15	妊娠の届出	○

No	三条市が追加する手続名	電子署名
1	児童クラブ入会申請	○
2	児童クラブ利用料減免申請	○
3	児童クラブ退会届	○
4	子ども医療費受給者証交付申請書	○
5	子ども医療費受給者証再交付申請書	○
6	妊産婦医療費受給資格登録申請書	○
7	妊産婦医療費受給者証再交付申請書	○
8	情報公開請求書	-
9	市長へのたより	-
10	図書館問い合わせフォーム	-
11	図書リクエストフォーム	-
12	出張トーク申込書	-
13	選挙 期日前投票所 投票立会人申込み	-
14	三条市元旦マラソン大会参加申込み	-
15	学校開放登録手続き	-
16	健康診査等受診意向調査	-
17	職員採用試験受験申込	-
18	国民年金被保険者資格取得届（任意加入は除く）	○
19	国民年金被保険者資格喪失届（任意加入は除く）	○

デジタル手続法※（令元・5・31公布）の概要～地方のオンライン実施を努力義務として規定

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

○行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）**
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施（電子署名等、電子納付）**

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

〔令和元年12月20日
閣議決定〕

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、内閣官房、総務省及び内閣府は、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

（略）

イ. 汎用的電子申請システムの基盤整備

手続の受け手である地方公共団体は、これまでも行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、2019年（平成31年）4月時点で、手続のオンライン利用可能な情報システムが整備されていない団体が260団体となっている。

内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての市町村について、マイナポータル「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

ウ. 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、次に掲げる手続（具体的な手続については、別紙5参照）について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省と連携しガイドラインの作成等により支援する。

- ① 処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（内閣官房が実施する「行政手続等の棚卸調査」及び総務省が実施する「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に基づき、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いものであり、添付書類等を含め申請等の全てをオンラインで完結することができるもの（添付書類の入手のために請求するものを除く。））

- ② 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

（略）

エ. 様々な手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、上記ウに掲げる以外の様々な分野の手続について、地方公共団体がマイナポータル「ぴったりサービス」を活用してオンライン化に取り組むことができるよう、支援する。

※下線は総務省が付記

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

〔令和元年12月20日
閣議決定〕

別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等、2) 文化・スポーツ施設等の利用予約、3) 研修・講習・各種イベント等の申込、4) 地方税申告手続(eLTAX)、5) 自動車税環境性能割の申告納付、6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告、7) 自動車税住所変更届、8) 水道使用開始届等、9) 港湾関係手続、10) 道路占用許可申請等、11) 道路使用許可の申請、12) 自動車の保管場所証明の申請、13) 駐車場の許可の申請、14) 建築確認、15) 粗大ごみ収集の申込、16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告、17) 犬の登録申請、死亡届、18) 感染症調査報告、19) 職員採用試験申込、20) 就業構造基本調査、21) 入札参加資格審査申請等、22) 入札

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

「子育てワンストップサービス」の対象手続

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出、3) 氏名変更／住所変更等の届出、4) 受給事由消滅の届出、5) 未支払の児童手当等の請求、6) 児童手当等に係る寄附の届出、7) 児童手当に係る寄附変更等の届出、8) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出、9) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出、10) 児童手当等の現況届、11) 支給認定の申請、12) 保育施設等の利用申込、13) 保育施設等の現況届、14) 児童扶養手当の現況届の事前送信、15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

「介護ワンストップサービス」の対象手続

- 1) 要介護・要支援認定の申請、2) 要介護・要支援更新認定の申請、3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請、4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、5) 介護保険負担割合証の再交付申請、6) 被保険者証の再交付申請、7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請、8) 介護保険負担限度額認定申請、9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

「被災者支援ワンストップサービス」の対象手続

- 1) 罹災証明書の発行申請、2) 応急仮設住宅の入居申請、3) 応急修理の実施申請、4) 障害物除去の実施申請、5) 災害弔慰金の支給申請、6) 災害障害見舞金の支給申請、7) 災害援護資金の貸付申請

地方（特に市町村）のデジタル化推進のために

- デジタル手続法により地方公共団体に手続オンライン化の努力義務が課されたことに伴い、地方（特に市町村）において、次に掲げる事項に積極的に取り組むことが期待される。

① 手続のオンライン化の推進

- ◇ 図書館の図書貸出予約や地方税申告手続など処理件数が多い手続（22手続）のオンライン利用促進
- ◇ マイナポータル・ぴったりサービスを通じた子育て・介護・被災者支援ワンストップの実現
- ◇ 様々な分野の手続オンライン化

② 汎用電子申請システムとの接続

- ・ 市町村の様々な分野の手続オンライン化には、各市町村において、マイナポータル・ぴったりサービス等の分野横断的な「汎用電子申請システム」（※）と接続することがポイント。

（※）特定の事務の電子申請システム（例：施設利用予約等）ではなく、様々な分野の事務に係る電子申請を受け付けるシステム（マイナポータルは当該機能を有する）

- ・ マイナポータル・ぴったりサービスの電子申請受付機能を活用すれば、様々な分野の手続オンライン化を容易に実現できる。

【モデル自治体：三条市】

- ・ コンビニ交付参加団体は、コンビニ交付基盤をマイナポータルとの接続基盤として活用できるため、スピーディかつ低コストで、様々な分野の手続オンライン化を実現できる。

③ 汎用電子申請システムの共同利用の促進

- ・ 汎用電子申請システムについては、導入の実情を踏まえ、最適な共同利用の方法（下記のパターンA、パターンB又はそのハイブリッド等）を検討いただき、他の市町村や都道府県と連携して、共同利用を進めていただくことを期待。

＜パターンA＞ マイナポータル・ぴったりサービスの共同利用を推進

＜パターンB＞ 既存の汎用電子申請システムの共同利用を推進

- 関係省庁（内閣官房IT室・番号室、総務省地情室）が連携し、以上をはじめとする地方の支援を実施。

- ◇ 各都道府県に対する調査
- ◇ 地方3団体の会議における説明
- ◇ 地方幹部・担当者に対する助言
- ◇ 財政支援措置の検討・実施
- ◇ 各種助言通知等の発出
- ◇ コールセンターによる助言 など 28

「汎用電子申請システム」の共同利用の方法イメージ

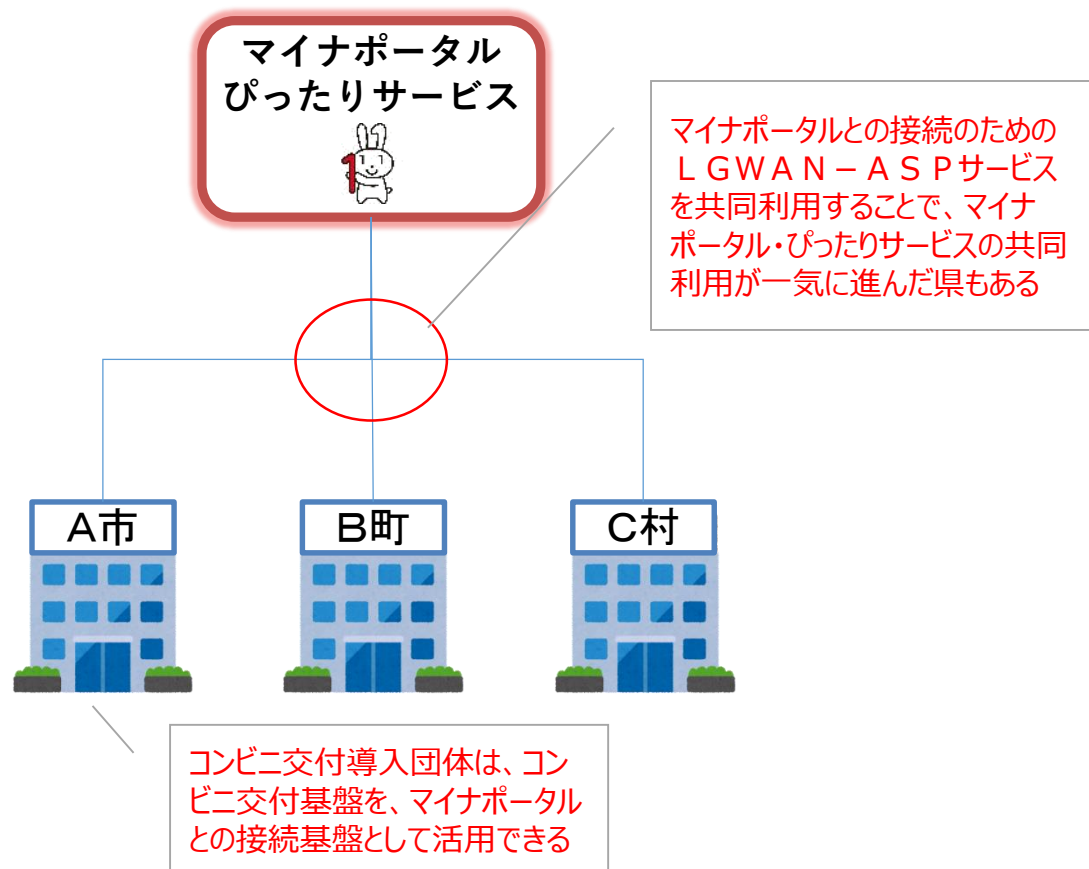
○「汎用電子申請システム」(※)は、地方自治体のデジタル化を進める上で重要な基盤。

(※) 汎用電子申請システム

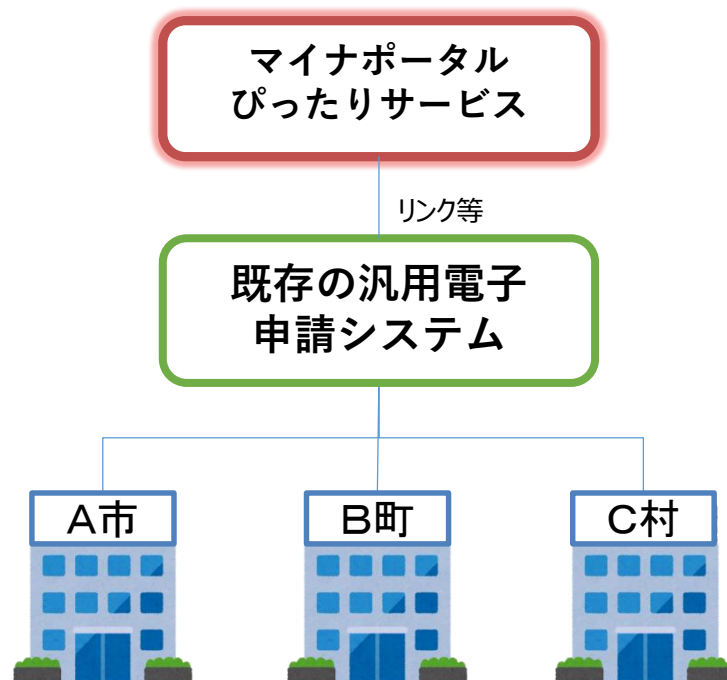
: 特定の事務の電子申請システム(例: 施設利用予約等)ではなく、様々な分野の事務に係る電子申請を受け付けるシステム(マイナポータルは当該機能を有する)

○「汎用電子申請システム」の共同利用は、Aパターン、Bパターン、それらのハイブリッド等、様々な方法が考えられる。

<Aパターン: マイナポータル活用方式>



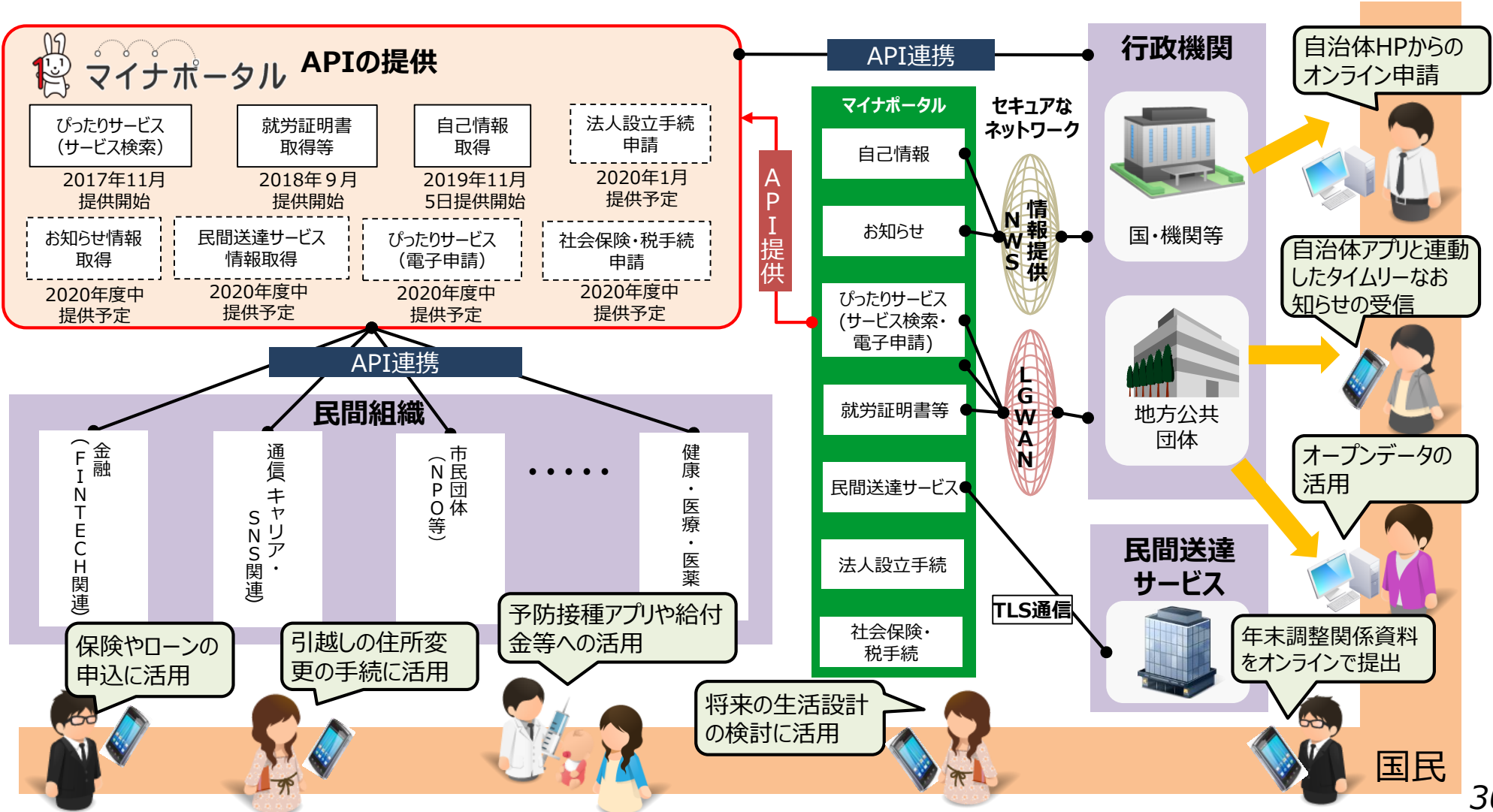
<Bパターン: ベンダーシステム活用方式>



マイナポータルAPI提供について

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待される。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。

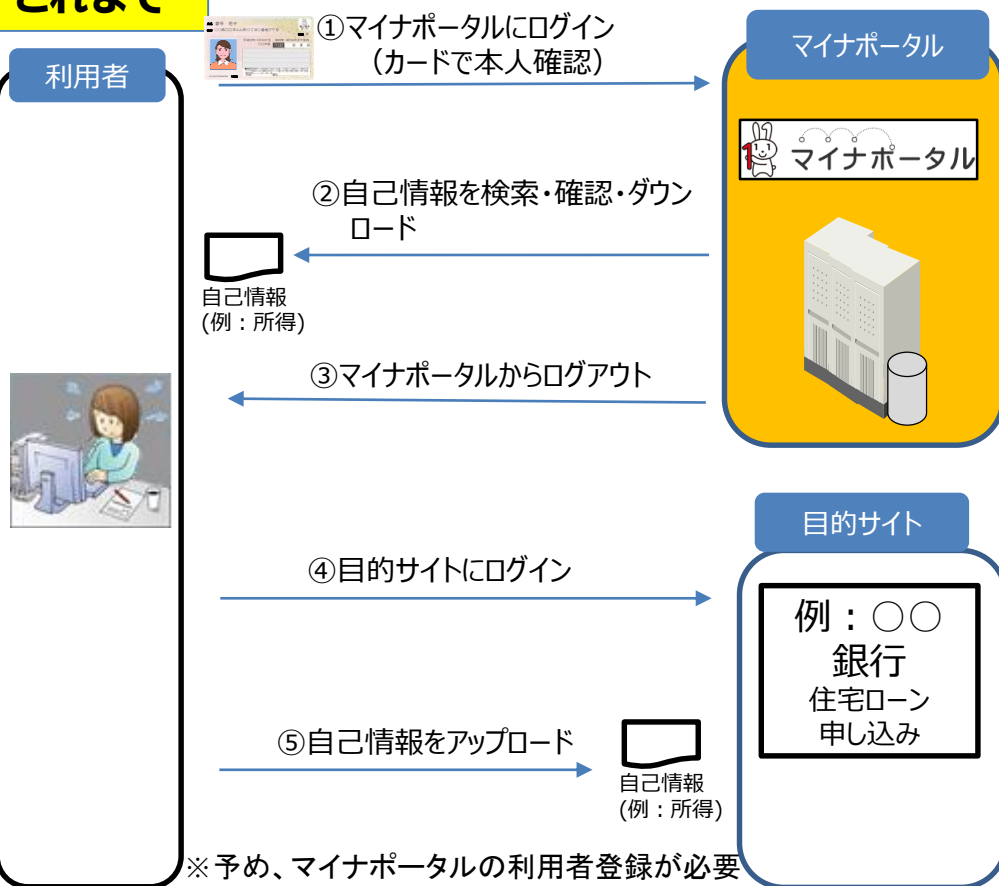


マイナポータルにおける「自己情報取得API」の提供開始について

- マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。その一つに、「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」がある。
- **今般、国民が負担なく、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として、令和元年11月5日より提供を開始。**
- 民間事業者や国・地方公共団体など、様々なWebサービス提供者は、このAPIを活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、利用者に負担をかけることなく取得することが可能となる。

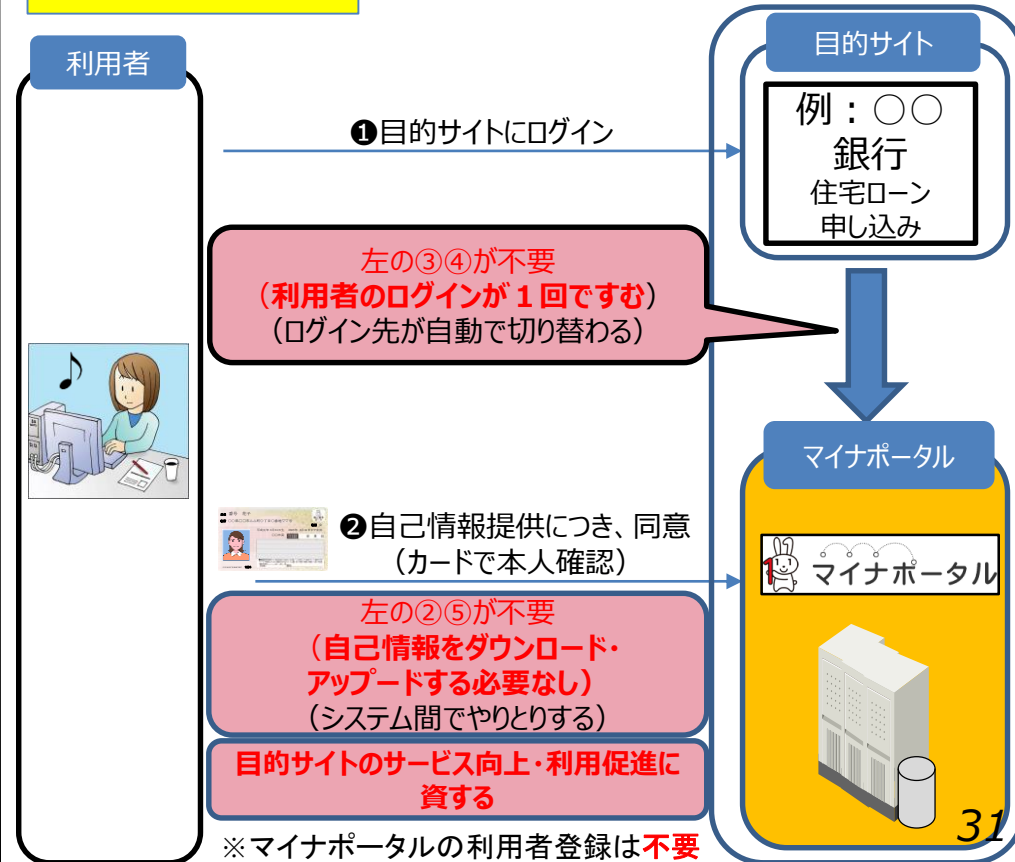
これまで

2つのサイトにまたがる必要有



APIをつかうと

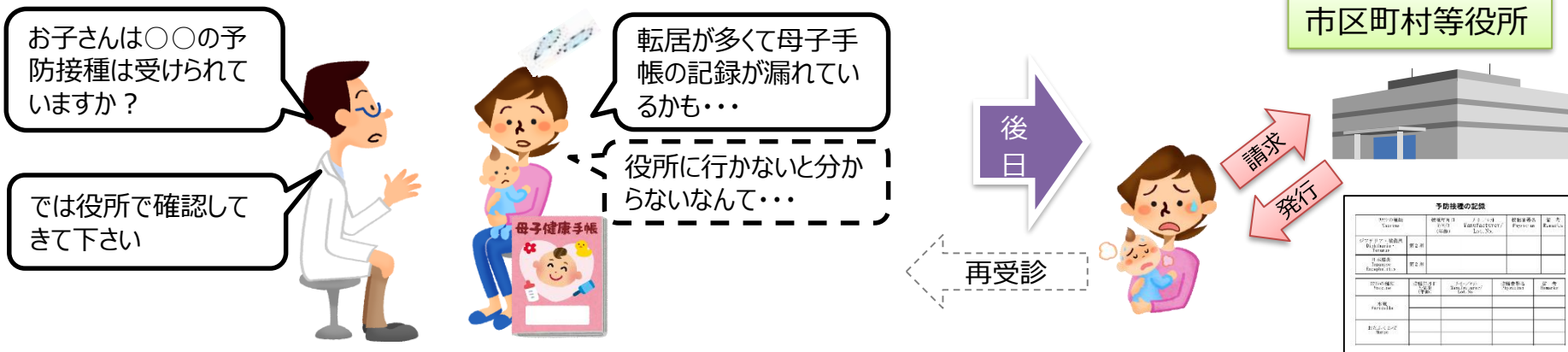
シームレスに利用可能



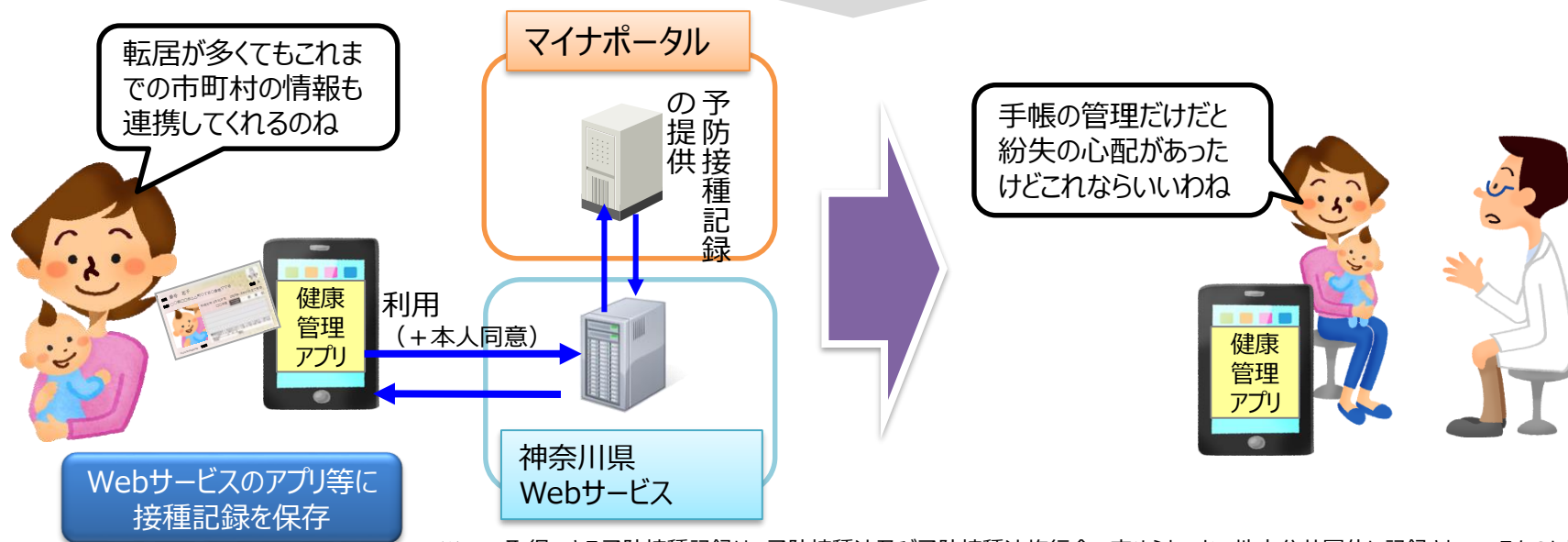
自己情報取得APIの利用開始について（神奈川県・健康管理アプリ）

- 神奈川県が提供する健康管理アプリ（マイME-BYOカルテ）において、自己情報取得APIの利用を開始（令和元年11月21日より）。
- 利用者は、マイナポータルから、簡単に正確な健康情報（予防接種記録）を取得し、健康管理アプリに保存・閲覧できる。

これまで



これから



※ 取得できる予防接種記録は、予防接種法及び予防接種法施行令で定められ、かつ地方公共団体に記録されているものに限ります。
 ※※ 予防接種記録は予防接種法施行令で記録の保存期間を5年と定められており、5年を経過した情報は取得できません。